

# 大分県報

令和元年  
八月一日  
号外（二四）

（木曜日）

## 目次

### 規則

職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部改正……………	一
教育委員会規則……………	二
学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正……………	二
警察本部訓令……………	三
職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規程の一部改正……………	二
職員の特種勤務手当支給規程の一部改正……………	三

## 規則

職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年八月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十六号

### 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則（昭和二十六年大分県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二の次に次の一条を加える。

（正規の勤務時間以外の時間における断続的勤務以外の勤務をすることを命ずることができ時間数の上限等）

第十二条の二の二 知事は、条例第十五条の二の二第二項の規定により、職員に正規の勤務時間以外の時間における断続的勤務以外の勤務をすることを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

令和元年八月一日

2 知事は、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に前項の勤務をすることを命ずる場合には、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務することを要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

3 知事は、職員（労働基準法第三十六条第一項の規定が適用される所属の職員を除く。以下この条において同じ。）に第一項の勤務をすることを命ずる場合には、次に掲げる時間数の範囲内で必要最小限の当該勤務をすることを命ずるものとする。

一 一箇月について四十五時間

二 一年について三百六十時間

4 前項の規定にかかわらず、知事は、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、職員に臨時的に同項各号に掲げる時間数を超えて第一項の勤務をすることを命ずる必要がある場合には、次に掲げる時間数及び月数の範囲内で必要最小限の当該勤務をすることを命ずるものとする。

一 一箇月について百時間未満

二 一年について七百二十時間

三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において第一項の勤務をすることを命ずる時間の一箇月当たりの平均時間について八十時間

四 一年のうち一箇月において四十五時間を超えて第一項の勤務をすることを命ずる月数について六箇月

5 大規模な災害への対応その他避けることのできない事由への対応をするため公務の運営上真にやむを得ない場合において、職員に前二項に規定する時間数又は月数を超えて第一項の勤務をすることを命ずる必要があると知事が認める場合には、前二項（当該超えることとなる時間数又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

6 知事は、前項の規定により、第三項又は第四項に規定する時間数又は月数を超えて職員に第一項の勤務をすることを命ずる場合には、当該超えた部分の勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該勤務をすることを命じた日が属する当該時間数又は月数の算定に係る一年の末日の翌日から起算して六箇月以内に、当該超えた部分の勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

### 附則

（施行期日）

大分県報号外（規則）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 令和元年十二月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の第十二条の二の第二項第三号の規定の適用については、同号中「五箇月の期間」とあるのは、「一箇月の期間（令和元年八月以後の期間に限る。）」とする。

### ○教育委員会規則

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年八月一日

大分県教育委員会

#### 大分県教育委員会規則第一号

#### 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和三十二年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十条の二の次に次の一条を加える。

（正規の勤務時間以外の時間における断続的勤務以外の勤務をすることを命ずることができ、その時間数の上限等）

第十条の二の二 任命権者は、条例第十三条の二の二第二項の規定により、職員に正規の勤務時間以外の時間における断続的勤務以外の勤務をすることを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

2 任命権者は、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に前項の勤務をすることを命ずる場合には、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務することを要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

3 任命権者は、職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第二条第二項に規定する教育職員に限る。以下この条において同じ。）に第一項の勤務をすることを命ずる場合には、次に掲げる時間数の範囲内で必要最小限の当該勤務をすることを命ずるものとする。

一 一箇月について四十五時間

- 二 一年について三百六十時間
- 4 前項の規定にかかわらず、任命権者は、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、職員に臨時的に同項各号に掲げる時間数を超過して第一項の勤務をすることを命ずる必要がある場合には、次に掲げる時間数及び月数の範囲内で必要最小限の当該勤務をすることを命ずるものとする。

- 一 一箇月について百時間未満
- 二 一年について七百二十時間

三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において第一項の勤務をすることを命ずる時間の一箇月当たりの平均時間について八十時間

四 一年のうち一箇月において四十五時間を超過して第一項の勤務をすることを命ずる月数について六箇月

5 大規模な災害への対応その他避けることのできない事由への対応をするため公務の運営上真にやむを得ない場合において、職員に前二項に規定する時間数又は月数を超過して第一項の勤務をすることを命ずる必要があると任命権者が認める場合には、前二項（当該超えることとなる時間数又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

6 任命権者は、前項の規定により、第三項又は第四項に規定する時間数又は月数を超過して職員に第一項の勤務をすることを命ずる場合には、当該超えた部分の勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該勤務をすることを命じた日が属する当該時間数又は月数の算定に係る一年の末日の翌日から起算して六箇月以内に、当該超えた部分の勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 令和元年十二月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の第十条の二の第二項第三号の規定の適用については、同号中「五箇月の期間」とあるのは、「一箇月の期間（令和元年八月以後の期間に限る。）」とする。

### ○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第6号

警察本部  
警察学校  
警察署

職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規程（平成7年大分県警察本部訓令第16号）の一部を次のように改正する。

令和元年8月1日

大分県警察本部長 石川 泰三

第24条中「以外の勤務」の次に「（以下「時間外勤務」という。）をすること」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務をすることを命ずることができる時間数の上限等）

**第24条の2** 本部長は、職員に時間外勤務をすることを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

2 本部長は、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に時間外勤務をすることを命ずる場合には、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務することを要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

3 本部長は、職員（労働基準法第36条第1項の規定が適用される所属の職員を除く。以下この条において同じ。）に時間外勤務をすることを命ずる場合には、次に掲げる時間数の範囲内で必要最小限の時間外勤務をすることを命ずるものとする。

(1) 1箇月について45時間

(2) 1年について360時間

4 前項の規定にかかわらず、本部長は、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、職員に臨時的に同項各号に掲げる時間数を超えて時間外勤務をすることを命ずる必要がある場合には、次に掲げる時間数及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務をすることを命ずるものとする。

(1) 1箇月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務をすることを命ずる時間の1箇月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1箇月において45時間を超えて時間外勤務をすることを命ずる月数について

て6箇月

5 大規模な災害への対応その他避けることのできない事由への対応をするため公務の運営上真にやむを得ない場合において、職員に前二項に規定する時間数又は月数を超えて時間外勤務をすることを命ずる必要があると本部長が認める場合には、前二項（当該超えることとなる時間数又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

6 本部長は、前項の規定により、第3項又は第4項に規定する時間数又は月数を超えて職員に時間外勤務をすることを命ずる場合には、当該超えた部分の勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をすることともに、時間外勤務をすることを命じた日が属する当該時間数又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6箇月以内に、当該超えた部分の勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和元年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和元年12月31日までの間におけるこの訓令による改正後の第24条の2第4項第3号の規定の適用については、同号中「5箇月の期間」とあるのは、「5箇月の期間（令和元年8月以後の期間に限る。）」とする。

大分県警察本部訓令第7号

警察本部  
警察学校  
警察署

職員の特殊勤務手当支給規程（昭和54年大分県警察本部訓令第16号）の一部を次のように改正する。

令和元年8月1日

大分県警察本部長 石川 泰三

別表の16の項中「皇后」の次に「、上皇、上皇后」を加え、「文仁親王」を「皇嗣、皇嗣妃」に改める。

第3号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

第4号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、

令和元年八月一日

大分県報号外（警察本部訓令）

- 1 天皇又は皇后、皇太子若しくは皇太子妃
- 2 文仁親王又は悠仁親王
- 3 1及び2以外の警衛対象者
- 4 指定警衛対象者

を

- 1 天皇又は皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣、皇嗣妃若しくは悠仁親王
- 2 1以外の警衛対象者
- 3 指定警衛対象者

に改める。

第5号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和元年8月1日から施行する。